

規範項目 24

労働

危険を伴う作業の把握及び改善

作業を安全に行い、事故を防止することは、基本的かつ重要な事項です。作業の危険箇所や工程を把握し、それらを改善する対策を実施しましょう。

取組事項

- ・ 危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握する。
- ・ 危機対応のマニュアル(事故対応手順)を作成し、全作業者に周知する。
- ・ 高所作業や農薬散布等の危険を伴う作業に必要な能力及び資格を得るための教育訓練を実施する。
- ・ 事故の危険性が高い箇所は、安全に作業できるよう必要な整備を行う。
- ・ 暑熱、寒冷、粉塵、騒音、振動、照度等の作業環境に応じて安全な作業が実施できるよう対策を講じる。

農作業事故には、農業機械による事故に加え、鎌やはしごといった道具での怪我や足を滑らせたの怪我、熱中症等の事故も多く発生しています。

安心して農業を続けるためにも、農作業安全対策の一層の徹底が求められます。

【危険を伴う作業等の把握】

日頃から作業手順や作業環境、危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや改善、危険箇所の表示等の対策を講じておくことが大切です。

作業受託を行う場合には、委託者から、危険箇所や注意事項等について事前に聞き取り、事故防止に必要な対策を確認しておきましょう。

【危機対応マニュアル等の作成】

清潔な水や救急箱の用意、緊急時の連絡先など、実際に労働災害が発生した場合を想定した危機管理の対応マニュアルを作成しましょう。

【雇用者への教育訓練】

経営者には、労働安全衛生関係法令に基づき、雇用者への教育訓練の実施が義務付けられています。雇用者に対して、以下の事項に関する説明と教育訓練を行うことが必要です。

- (1) 機械や原材料等の危険性や取扱い
- (2) 安全装置や保護具等の取扱い
- (3) 作業手順
- (4) 作業開始時の点検
- (5) 業務に関して発生の恐れがある疾病の原因や予防
- (6) 整理整頓、清潔の保持
- (7) 事故時の応急措置や退避
- (8) その他、安全衛生のために必要な事項

また、フォークリフト、油圧ショベル、移動式クレーンなどの機械を運転する作業者は、特別教育又は技能講習の受講が必要です。技能講習・特別教育の詳細は、以下HPを確認してください。

(農林水産省HP) https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html

(富山県労働基準協会HP) <https://www.toyamarokikyo.or.jp/course/>

【危険箇所の事故防止対策】

転落事故対策：危険箇所に表示板を設置するとともに、農道の曲がり角の隅切や路肩の草刈り、軟弱地の補強、ほ場出入り口の傾斜の緩和や幅広化が有効です。

高所事故対策：滑り止めや手すりの設置、危険な枝の剪定等が有効です。また、脚立やはしごを使用する場合は、開き止め等の固定金具を確実にロックしてから使用しましょう。

挟まれ事故対策：十分な作業スペースの確保や、作業者同士で安全確認の合図を決めることが有効です。

なお、危険性の高い作業を1人で行う時は、責任者等に作業内容や作業場所、終了予定時刻等を必ず伝えておきましょう。

【環境対策】

暑熱：こまめな水分・塩分摂取や休憩、日よけの設置、通気性の確保等に取り組みましょう。

寒冷：急激な温度変化に注意し、定期的な休憩等に取り組みましょう。

粉塵：防塵めがねや防塵マスクを着用し、粉塵発生源の囲い込み、吸引等を実施しましょう。

照度：適切な光源を用意し、視界の確保に努め、逆に明るすぎる環境ではサングラスや遮光カーテン等で明るさを調整しましょう。夜間作業の対策として、反射板や反射シールの活用、外灯の整備に努めましょう。

酸欠：酸欠の危険がある場所では、1人で作業を行わないようにするとともに、作業場所、作業時間を責任者等に事前に知らせておき、十分な換気や危険表示等を実施しましょう。

【作業姿勢・重量物取扱いの注意】

著しく腰を曲げる姿勢や長時間にわたり同じ姿勢を続ける作業では、作業台の高さや棚の配置を工夫するなど、作業改善に努め、定期的な体操や休憩時間を確保しましょう。

米袋など重量物の移動には、台車などを利用し、身体への負荷を軽減する工夫をしましょう。

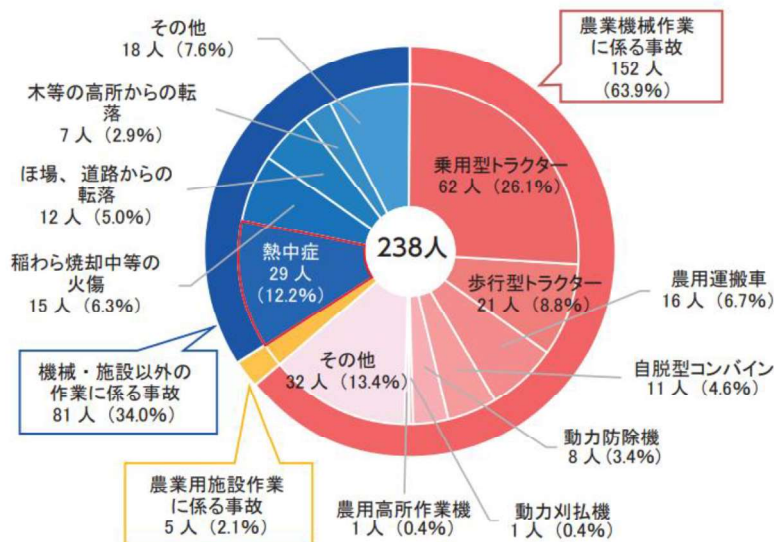


図 全国での要因別の死亡事故発生状況(R4) 出典:農林水産省資料

【根拠法令等】

- ・農作業安全のための指針(平成13年度農林水産省公表)
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)(令和2年度農林水産省公表)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)

